

北海道コンピュータ関連産業共済会 会員の皆様へ

訴訟リスクから企業を守る。

パワハラ防止法成立+新しい働き方のハラスメント対策を!

CHUBB[®]
チャブ保険

職場における ハラスメント防止法成立

- ハラスメントとは...
・パワーハラスメント
・セクシュアルハラスメント
・妊娠・出産・育児・介護休業に
関するハラスメント 等

ハラスメントの例

- ・営業職なのに、倉庫整理などを必要以上に強要される。
- ・1人ではできない仕事をおしつけられる。
- ・スマホを勝手にのぞかれる。

新しい働き方の ハラスメント

- ・テレワークの普及による
テレワークハラスメント

テレワークハラスメントの例

- ・在宅勤務になり、上司にPCのカメラで常に監視される
- ・オンライン会議において、過剰なプライベートに関する質問をされる。
- ・上司から業務の進行具合について細かく説明を求められる。



パワーハラスメント防止法成立^{*}により、企業は職場のハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが「義務」となりました。

※中小企業は2022年3月31日までの間は努力義務です。

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策も強化されました!*

※中小企業も対象です。厚生労働省の調査では、2019年度の都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントに関する相談が最も多く、7,639件のことです。

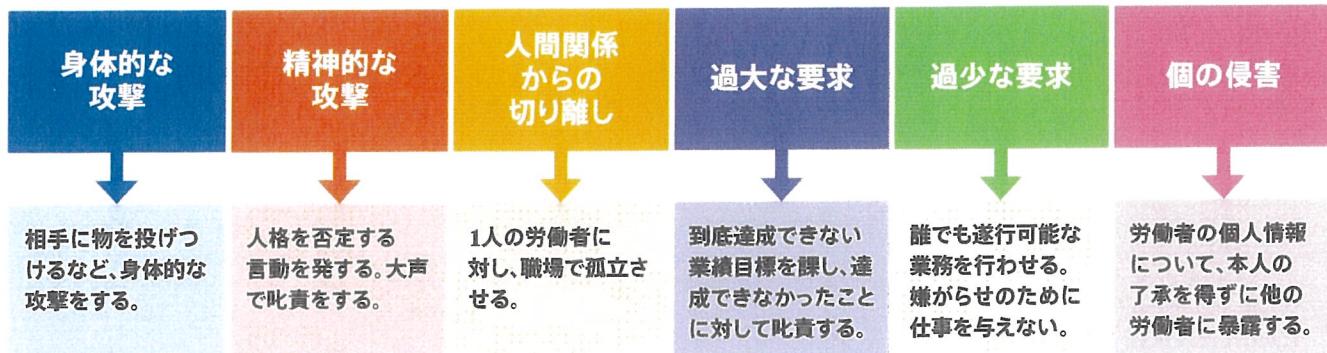
GPA Pro 雇用慣行賠償責任補償特約(以下EPL特約)で、 パワハラ防止法+新しいリスクの対策ができます!

- ハラスメント、解雇、配置転換、雇用上の差別、プライバシーの侵害、名誉棄損などによる「精神的苦痛」や「給与の未払」などを理由に、会社や役員、従業員が訴えられたときに、賠償金、和解金、争訟費用を補償します。
- 過去の不当な行為(不当解雇など)も対象です。
ただし、保険期間中に最初に提起された場合に限ります。

■ 職場におけるパワーハラスメントの6つの類型

厚生労働省は職場におけるパワーハラスメントについて、裁判例や個別労働関係紛争処理事案に基づき、次の6類型を典型例として列挙しています。

出典：厚生労働省 ハラスメント防止対策に関する参考資料
2019年9月18日 雇用環境・均等局 検討会報告書②



上記は全て想定事例であり、実際の請求時には保険適用の可否につき、個別判断いたします。

万が一、職場でパワーハラスメントが起きてしまった場合でも、
EPL特約で対応することが可能です。

■ GPA Pro + EPL の参考保険料 【従業員：1名1ヶ月あたり】

※特約のため GPA Pro とセットします

EPL特約保険料(月額)

業種を問わず		
EPL支払限度額	3,000万円	380円
	1,000万円	230円
	500万円	160円

GPA Pro + EPL特約保険料(月額)

製造業	小売業	飲食店業
1,080円	1,050円	1,090円
930円	900円	940円
860円	830円	870円

【試算条件】製造業（電子機械器具製造）、小売業、飲食店業

保険期間1年、月払（12分割）、従業員300名、就業中のみ、死亡1,000万円、後遺障害1,000万円、入院日額2,000円（180日限度）、通院1,000円（90日限度）、疾病入院日額1,500円（支払限度30日）、葬祭見舞金10万円、雇用慣行賠償責任補償特約（免責／1請求につき20万円）

GPA ProとEPL特約で

- ① 職場におけるパワハラ防止法と新しいハラスメント対策
- ② 従業員の在宅勤務中のケガ
- ③ 疾病補償でCOVID-19の対策もできます！



*このチラシは業務災害安心総合保険(GPA Pro)の概要を説明したものです。

商品の詳細につきましてはパンフレットをご覧いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

取扱代理店

保険代理店
HHC.ins/有限会社北海道保障センター
〒003-0804 札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号 政陽ビル2F
TEL011-867-0210 FAX011-867-0220

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2020年8月版
L2010383